

令和6年第1回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年1月25日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））
第 5 議案第 2号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について
第 6 議案第 3号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
第 7 議案第 4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について
第 8 議案第 5号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について
第 9 議案第 6号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝 則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳 之 君	8番	岩井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬場 希 君
副 村 長	大石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	高松 重 和 君
住 民 課 長	小林 義 幸 君
保 健 福 祉 課 長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君

建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	藤田俊幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

(午前10時10分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） お疲れさまでございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和6年第1回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案6件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能登ゆう君及び5番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りといたします。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思えます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思えますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思えます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年12月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとし、配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に伴う事業継続持続化臨時支援金の関連経費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきしたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月29日、赤井川村長。

それでは、次のページの令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第11号）の1ページ目をおめくりいただきしたいと思います。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ750万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,804万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月29日専決、赤井川村長。

続いて、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に750万9,000円を追加し、3億6,355万2,000円に。これは、2項の国庫補助金の増額でございます。

歳入合計、既定額に750万9,000円を追加し、29億4,804万3,000円となります。

続いて、3ページ目です。歳出、6款商工費、既定額に729万5,000円を追加し、2億387万6,000円に。

12款予備費、既定額に21万4,000円を追加し、116万5,000円に。

歳出合計としましては、歳入と同額の既定額に750万9,000円を追加し、29億4,804万3,000円となります。

次に、6ページに移ります。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に750万9,000円を追加し、2億3,429万7,000円に。内訳は、この後歳出で説明をいたします物価高騰対応重点支援事業費に対する交付金でございます。

続いて、7ページです。3、歳出、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に729万5,000円を追加し、3,474万5,000円に。内訳は、物価高騰対応重点支援事業費で事業継続持続化臨時支援業務委託料を新規計上するもので、電力、ガス、資材等の価格高騰

における事業者の経済的負担の軽減と事業継続化を図るために個人事業主に5万円、法人経営主に10万円をお支払いするもので、赤井川村商工会に業務委託を行っております。2月1日付で事業者等へ通知をするとともに、区会回覧も行い、その後1週間単位で取りまとめを行い、速やかに支出をいただく予定となっております。

続いて、7ページ中段、6款1項2目観光費、金額の変更はありませんが、財源変更の内訳でございます。

同じく7ページ下段、6款1項4目保養センター費、こちらも金額の変更はありませんが、財源内訳の変更でございます。

次に、8ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に21万4,000円を追加し、116万5,000円とするものでございます。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第2号についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明をさせていただきます。

議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、各種公共施設使用料の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案23ページの改正要点資料を御覧ください。今回の使用料改正につきましては、資料中段の参考、使用料算出例のところに記載しておりますが、ポイントは2点です。1つ目のポイントは、現在の使用料については平成元年の消費税3%導入時に改定されて以降改正されていないため、現在の消費税率10%分に対する料金改定を行うこと。2つ目のポイントは、灯油、電気料金価格高騰分として暖房使用料を1.5倍する改定を行うもので、村内学校施設3校のほか、9施設の使用料について改正を行うものです。また、使用料の算定に当たっては、100円未満四捨五入により100円単位の使用料設定としております。

条例改正による影響としましては、住民及び住民団体がその目的本来のため使用する場
合においては特段の影響がなく、営利目的利用や村外者の施設利用について使用料の改正が影響するものとなっております。

別表第1、赤井川小学校、赤井川中学校、都小学校の使用料については、暖房費のほか、施設目的がその他の場合に値上げを行うものとしており、改正内容のとおり使用料改定を行うものです。

次のページへ進みます。別表第2、赤井川村生活改善センターについては、暖房費のほか、各室、講堂について営利目的利用の昼間、夜間、その他利用の場合の昼間、夜間の区分に応じ、使用料を改正内容のとおり改定を行うものです。

次のページへ進みます。別表第4、赤井川村体育館については、アリーナ、研修室において営利目的の夏期、冬期、その他利用の夏期、冬期の区分に応じ使用料改定を行うとともに、冬期使用料は暖房使用を伴うため、現行の冬期使用料の1.5倍とするものです。また、自動販売機設置使用料の改定も消費税相当分を改定を行います。

次のページへ進みます。別表第5、多目的集会施設（都住民センター）については、暖房費のほか、各室、講堂について営利目的の利用の昼間、夜間、その他利用の場合の昼間、夜間の区分に応じ使用料改定を行うものです。

次のページへ進みます。別表第6、落合住民センターの使用料改正については、暖房費のほか、営利目的利用の昼間、夜間、その他利用の場合の昼間、夜間の区分に応じ使用料改定を行うとともに、他の公共施設の施設の使用区分、その他については営利目的使用料の3分の1程度の使用料設定とされていることから、落合住民センターについても同様の考えで使用料を改定するものです。

次のページへ進みます。別表第8、赤井川村コミュニティセンターについては、暖房費のほか、各室、講堂について営利目的利用の昼間、夜間、その他利用の場合の昼間、夜間の区分に応じ使用料改定を行うとともに、赤井川村商工会事務所として利用している部分の専用長期使用、2町内区会が使用している団体長期使用について現行の消費税率10%分に見合う使用料改定を行うもので、関係団体に対し、改正趣旨の説明を終えておりますことを申し添えます。

次のページへ進みます。別表第9、新規就農者技術習得センター（農業振興センター）については、暖房費のほか、農業体験実習希望者がその本来の目的のために使用する場合の宿泊料、食堂兼研修室のその他利用の使用料を改正するとともに、コンピューター室については利用が見込まれないことから、使用可能施設から削除する改正としております。

次のページへ進みます。別表第11、赤井川村都運動公園につきましては、サッカー場使用料を半日利用、1日利用、営利目的、その他利用の区分に応じ使用料を改定するものです。

次のページへ進みます。別表第12、赤井川村みやこ公園については、自動販売機設置使用料のみ改定を行うものです。

次のページへ進みます。別表第14、赤井川村高齢者・女性等活動支援センター（健康支援センター）については、暖房費のほか、各室について営利目的利用の昼間、夜間、その他利用の場合の昼間、夜間の区分に応じ使用料改定を行うとともに、医療法人社団白樺会が地域包括支援センター運営のために使用している専用長期使用につきまして現行の消費税率10%分に見合う使用料改定を行うもので、対象団体に対し、改正趣旨の説明は終えております。

以上でご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第3号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第3号についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第3号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行及び各種手数料の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案8ページの改正要点資料を御覧ください。第2条第1項第1号から第6号の改正につきましては、本籍地以外の市町村に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が開始されるための改正となっており、条例改正による影響は本籍地以外の市町村で戸籍証明書等の請求ができるようになります。

次に、同項第14号、第15号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号及び第28号の改正につきましては、手数料の見直しにより各号を削除する改正となっており、条例改正による影響はなく、手数料徴収の実績はありません。

次に、同項第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第29号ア、第29号イ、第29号ウ、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号及び第37号エの改正につきましては、手数料の見直しによる手数料金の改正、また第22号につきましては名称を死亡埋火葬証明手数料に変更する改正となっており、条例改正により影響は各号それぞれ手数料が100円から500円の増額となります。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 赤井川手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第7、議案第4号から日程第8、議案第5号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について及び日程第8、議案第5号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程いただきました議案第4号、議案第5号について説明させていただきます。

議案第4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村給水条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、水道料金の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましてご説明いたします。1ページを御覧ください。赤井川村給水条例（昭和58年赤井川村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第37条を次のように改める。

(水道料金の軽減又は免除)

第37条 村長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例で定める水道料金を軽減し、又は免除することができる。

第37条の軽減につきましては、要綱にて整理させていただきます。

続きまして、別表第2を次のように改める。用途別の基本水量、基本料金、超過料金となります。

附則といたしまして、この条例は、令和6年10月1日から施行する。

続きまして、議案第5号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、下水道料金の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものである。

改正内容につきましてご説明いたします。1ページを御覧ください。赤井川村下水道条例(平成12年赤井川村条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表1中「183円」を「240円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和6年10月1日から施行する。

以上、議案第4号、議案第5号について一括ご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) 議案第4号、給水条例のほうです。37条に水道料金の軽減または免除が定められており、要綱で定めるとお話ありましたが、その軽減、免除の内容について現在検討されている段階かと思いますが、分かる範囲内で内容について教えてください。

○議長(岩井英明君) 建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

現在水道料金減免事務取扱要綱というものを作成中でございます。減免対象ですとか、減免の条件ですとか、そういったものを記した要綱を今整理しております。ただし、今回の減免に関しましては、家事用のみの減免ということを考えております。減免対象につきましても非課税世帯というのを対象にした減免となり、基本水量10トンにつき今回ご提案させていただいております家事用、基本水量10トンまで1,590円となっておりますが、減免対象者につきましては家事用10トンまで1,350円という形で要綱のほうを整理している次第でございます。

以上です。

○議長(岩井英明君) 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） また、施行日が令和6年10月1日からということで、それまでに周知の必要もあるかと思えます。また、家事用には減免措置もあるけれども、事業者にはないということで、事業者の方にもまた説明、周知の必要も出てくるかと思えますが、その辺の内容ですとかスケジュール感についてお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 今回の議決をいただいた際には4月から約6か月かけてそういったもののご説明をしていきたいと思えますが、あくまでも内容のほうの精査をしていると各自治体さん、近隣の自治体さんの内容を確認しますとやはり非課税世帯というのが原則ということになっておりまして、どこの自治体様も一般以外の家事以外の法人様の水道料金ですとか、団体様の水道料金、営業用の水道料金の減免というのはいたしていないという事実がございますので、その辺十分理解していただけるような形でご説明に上がりたいと考えております。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第6号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、一般会計補正予算（第12号）の提案理由の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。議案第6号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,805万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,609万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月25日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に721万6,000円を追加し、3億7,076万8,000円にしようとするものであります。2項の国庫補助金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に1,084万円を追加し、1億2,609万8,000円にしようとするものでございます。2項基金繰入金でございます。

歳入合計、既定額に1,805万6,000円を追加し、29億6,609万9,000円にしようとするものでございます。

3ページに入ります。歳出、2款総務費、既定額に791万6,000円を追加し、8億690万円にしようとするものでございます。1項の総務管理費で721万6,000円の追加、3項の戸籍住民基本台帳費で70万円の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に112万5,000円を追加し、1億7,414万4,000円にしようとするものです。1項の農業費の追加でございます。

6款商工費、既定額に58万8,000円を追加し、2億446万4,000円にしようとするものです。1項商工費の追加でございます。

7款土木費、既定額に744万円を追加し、3億6,779万2,000円にしようとするものです。1項の土木管理費の追加です。

9款教育費、既定額に106万7,000円を追加し、2億2,221万1,000円にしようとするものです。5項の保健体育費の追加です。

12款予備費、既定額から8万円を減じ、108万5,000円に。1項予備費の減額です。

歳出合計、歳入同額の既定額に1,805万6,000円を追加し、29億6,609万9,000円にしよう

とするものでございます。

ます。

詳細につきましては副村長、担当課長のほうでご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和5年度一般会計補正予算（第12号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の6ページ目をお開きください。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に721万6,000円を追加し、2億4,151万3,000円に。内訳は、7節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。詳細につきましては、後ほど歳出のほうで担当課長より説明を申し上げます。

続いて、7ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に340万円を追加し、7,890万円にしようとするものでございます。内訳は、歳入不足による財源補填を行うものでございます。

同じく7ページ中段、18款2項9目土地開発基金繰入金、744万円を新規計上するものでございます。内訳は、歳出で公有財産購入費を計上しておりますが、その財源とするものでございます。詳細は、後ほど担当課長より歳出のほうでご説明を申し上げます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算についてご説明させていただきます。

8ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、13目物価高騰対応重点支援事業費、既定額に721万6,000円を追加し、2,140万9,000円にしようとするものです。10節需用費として4万円、11節役務費として17万6,000円、18節負担金補助及び交付金700万円の内訳は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金として10万円掛ける50世帯で500万円、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の子供がいる世帯に対する支援給付金として子1人につき5万円掛ける40人で200万円、合計700万円を計上するものです。

下段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に70万円を追加し、2,928万5,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で赤井川村C I O補佐業務（住基戸籍標準化等）として、令和6年度に実施する標準化に関する業務の見積検証を実施するために計上するものです。

13ページ目をお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から8万

円を減額し、108万5,000円にしようとするもので、歳入歳出予算の調整を行うものです。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

9ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、9目水利施設管理費、既定額に112万5,000円を追加して2,557万7,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費のうち修繕費で112万5,000円を増額しようとするものでございまして、これにつきましてはダム貯水の放流を行うゲート開閉機器の作動等の調子が悪く、利用の少ない冬期間に放流ゲートの修繕、分解整備を実施しようとするものでございます。なお、かかる経費につきましては、ダム維持管理の北海道の補助事業であります基幹水利施設管理事業において増額申請いたします。

10ページになります。6款商工費、1項商工費、2目観光費、既定額に58万8,000円を追加して4,666万2,000円にしようとするものです。補正内容は、細目2の道の駅あかいがわ施設管理費で10節需用費のうち修繕費で58万5,000円を増額しようとするものでございます。これは、施設トイレ入り口の自動ドアが開きづらくなる状況が発生することから状況を確認したところ、床に整備されておりますガイドレールの不具合であったことから、レール交換、はつり作業、床タイル等の補修を実施しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計歳出補正予算について説明させていただきます。

11ページを御覧ください。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額に744万円を加え、1,328万6,000円にしようとするものです。内訳は、16節公有財産購入費744万円の増額となります。これにつきましては、村道町内西線除雪における雪堆積場の確保に伴う用地買収費の増額でございます。用地買収等の箇所の資料を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上で建設課所管一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、既定額に106万7,000円を追加し、2,768万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補

助及び交付金で学校給食業務を委託する仁木町に対して支払う負担金の割合が、こちらは仁木町と赤井川村の児童生徒、職員数の割合で決められておるのですが、当初計上時から仁木町の人数のほうが減っておりまして、相対的に赤井川村の割合が上がったことによって不足する部分を補正しようとするものでございます。

なお、本件とは別に、昨今の物価高騰によって今年度の食材の経費について予算が不足しており、今月末に行われる給食センター運営会議で協議される予定となっておりますが、児童生徒給食費負担金についても増額となる見込みでありまして、こちらにつきましては3月定例会にて提案する予定であることを報告させていただきます。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

連茂君。

○2番（連 茂君） 8ページの700万の交付金に関して丁寧に説明していただいたのですが、すみません、こちらのほうの内訳と、あと配付、交付する方法というのをもう一度ちょっと説明していただけますか。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（小林義幸君） 赤井川村低所得者世帯臨時給付金についてご質問がございました。18節の負担金補助及び交付金700万円の内訳をまずご説明させていただきたいと思っております。まずは、令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯、その世帯に扶養されている18歳以下の子供がいる。非課税か、もしくは均等割5,000円だけ課税されている世帯、この中で18歳以下のお子様がいれば、お一人につき5万円で、今40人マックスとして考えております。それと、もう一つ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯、非課税ではなくて5,000円の均等割だけかかっている課税世帯に対して10万円掛ける50世帯で500万円を見込んでおります。

配付方法といたしましては、これまでの実績により口座等を把握しておりますので、来月の22日を予定に口座に直接振り込むような形となっており、特に申請等は要らない状況になっております。ただし、いついつお支払い、振込しますということは通知させていただきますので、それでご確認いただけたらと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○2番（連 茂君） ありがとうございます。内容分かりました。要望になるのですが、せっかくこういう紙つけてくれているので、その中に、今の部分で住民に聞かれたときに答えなければいけない部分なので、口頭だけで終わるのではなくて、何かメモに残るような形で、土地の資料なんかも頂いています。こういうふうな形でも全然構わないのですが、何か僕ら議員のほうに残るような形で情報をいただければ、結構重要な

部分になりますので、要望も含めて、今後のことになるとと思いますが、今これは分かりましたけれども、今後その辺もちょっとお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和6年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(岩井英明君) これで本日の会議を閉じます。

令和6年第1回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前10時57分閉会)